

(別紙)

低入札価格調査での数値的判断基準の適用除外について

神栖市契約管財課

本工事は、神栖市建設工事低入札価格調査実施要領の対象工事ですが、特例として、要領第3条第1項ただし書きにより、数値的判断基準（失格基準）を定めないものとします。

なお、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の価格が、要領第2条の2の調査基準価格を下回った場合は、落札候補者の決定を保留とし、要領第3条第2項の書類の提出を求め低入札価格調査を行います。